

監査委員公表第4号

令和3年度後期定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項及び三浦市監査委員職務執行規程第5条第1項の規定に基づき令和3年度後期定期監査を実施したので、同法第199条第9項、三浦市監査基準第19条第1号及び第2号並びに同規程第14条の規定により、その結果を同法第199条第10項の意見を添えて別紙のとおり公表します。

令和3年11月29日

三浦市監査委員 長 治 克 行  
三浦市監査委員 出 口 眞 琴

（事務担当 監査委員事務局）

令和 3 年度後期定期監査結果報告書

三 浦 市 監 査 委 員

- 1 監査の対象部課  
都市環境部（都市計画課、土木課、環境課、廃棄物対策課、環境センター及び清掃事業所）  
及び上下水道部（下水道課。一般会計に係る部分に限る。）
- 2 監査の種別 地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査
- 3 監査の対象範囲  
令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで）に執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第 2 項の規定による事務の執行）
- 4 監査の実施期間 令和 3 年 10 月 7 日～令和 3 年 11 月 17 日
- 5 監査の実施場所  
三浦市役所第 2 分館 監査委員事務局（一部、監査対象部課の執務室を含む。）
- 6 監査実施上の着眼点
  - (1) 収入及び支出に係る事務が適切に行われているか。
  - (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
  - (3) 契約事務が適正に執行されているか。
  - (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
  - (5) その他財務に関する事務が適切に行われているか。
  - (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
  - (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。
- 7 重点監査項目
  - (1) 収入関係 徴収手続は適正か。
  - (2) 契約関係 契約書が適正に作成されているか。
- 8 監査の実施内容
  - (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
  - (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
  - (3) 現金（釣銭資金を含む。）及び印紙類等が適切に管理されているかを実査及び立会により確認を行った。
  - (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に担当部課長及び関係職員に質問を行った。
  - (5) 監査の実施に当たっては、三浦市監査基準に準拠し実施した。

## 9 監査の結果

前記1から8までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると概ね認められた。

ただし、事務処理上の一部に留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

特に、三浦市物品会計規則に基づく帳簿に記載のあった管理備品に関し、所在不明のものが4件認められ、その理由も不明とされた事案については、購入物品は、金銭が化体されたものであり、物品の管理は、金銭におけるそれと同様厳格な取扱いをすべきものとされており、三浦市物品会計規則に規定されているとおり常にその状況を明らかにし、適切に管理することが求められていることに、十分留意する必要があることをあらためて申し添えるものである。

なお、今回の監査の結果に基づき必要があると認めたので、地方自治法第199条第10項の規定によりこの監査の結果に関する報告に添えて、別紙のとおり意見を提出するので申し添える。

( 以 上 )

## 監査委員意見

今回の令和3年度後期定期監査の結果に基づき必要があると認めたので、地方自治法第199条第10項の規定により2点意見を申し述べたい。

1点目は、内部統制制度についてである。

前回の令和3年度前期定期監査においては、物品会計手続に係る例規等の再整備について意見を申し述べたところであるが、前回及び今回の令和3年度後期定期監査のいずれにおいても、相変わらず前年度までに指摘した項目と同じような指摘事項が散見されているのが実情である。

財務事務に関する手続規定は、地方自治法等関係法令はもとより、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、三浦市予算の編成及び執行に関する規則、三浦市金銭会計規則、支出負担行為の整理区分に関する規則、三浦市物品会計規則、三浦市財産規則、三浦市契約規則、三浦市補助金の交付基準等に関する要綱などの市の例規類や会計管理者等から発せられる通知等多岐にわたるが、これらをその都度誤りなく参照し、誤謬なく処理するのは、財務手続について初学者である職員にとってはかなりの負担になると考えられるため、財務事務の適正処理に向けた環境整備が必要不可欠であると考えられる。

その取組の一つとして、先進事例をみると苫小牧市の行政監査の結果に基づき講じた措置として「会計事務ハンドブック」及び「支出事務チェックシート」の発行が挙げられる。前者は、総論、支出各論、支出伝票の作成、収入各論、収入伝票の作成、物品、財産の記録管理、歳入歳出外現金及び資料の9章建て350頁余りのマニュアルであり、初学者が活用できるものとなっている。

ところで、本市においては、令和2年2月に「三浦市職員コンプライアンス行動指針」が策定され、各行動指針ごとの留意点と参照すべき関係法令等を示すとともに、巻末に各関係法令及びマニュアル、ガイドライン等の担当課の一覧が掲載されており、これは各種マニュアル等のレファレンスのための不十分ではあるが一助としたものと理解しているが、細かな通知等となると庁内グループウェアの各担当課ごとに分散しており、初学者にとってはその所在がわかりにくい環境となっているところである。

また、財務事務以外の各担当事務に係るマニュアルに至っては、令和元年度に一義的には市役所全ての部課等において作成されているが、形式的に存在するのみで、実質的なマニュアル、初学者が引いて十分活用できるマニュアルになっているかと言えば、消極に解さざるを得ないのが実態ではないだろうか。

一般の平成29年地方自治法改正では、監査制度の充実強化と内部統制制度の導入がなされており、本市にはその実施の努力義務が課されているところである。

内部統制とは、業務を適切に、そして効率的に行えるようにするルールを作り、それを守る仕組みのことであり、具体的には財務に関する事務等について、リスクの把握・評価・対応、モニタリング及び改善のPDCAを回すこと、リスク低減活動のことであり、人員抑制基調の本市においてコンプライアンスを確保した事務を適正に処理するためには、努力義務ではあるが、取り組む必要があるものと考えられる。

その中で、リスクの把握においては、各種業務マニュアルを整備、改善していくなかで行われることが肝要であるとされていることから、まずは現行の各種業務マニュアルを「初学者でも使えるマニュアル」とすることが重要であると考えるところである。

その上で、監査委員には、適正な事務執行に対するアシュアランス機能、アドバイザー機能を発揮することが求められているものと理解している。

したがって、市におかれては、今後、現在ある財務事務に関する各種マニュアルや各担当事務ごとの業務マニュアルを今一度見直し、初学者でも使えるマニュアルに整備し直し、それと

ともに、初学者でも検索できるよう市内グループウェア等を活用したレファレンス機能を充実させるとともに、地方自治法により義務であると努力義務であるとかかわらず、積極的に内部統制制度の構築に向けて取り組まれるよう、監査委員の意見として申し添えるものである。

2点目は、公共工事の施工時期の平準化についてである。

かねてから定期監査の折に申し述べていたことであるが、今回の後期定期監査においても、上半期末における公共工事に係る予算執行率が全般的に低い状況が認められた。

国において、地域の災害の「守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、建設現場の生産性向上などの課題に対応し、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための取組みの一環として、公共工事の施工時期の平準化に向けた取組が進められている。

地方公共団体についても、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）いわゆる「品確法」の改正により、同法第7条第1項第5号において、地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が1年に満たない公共工事等についての繰越明許費、債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定その他の必要な措置を講ずることが、発注者等の責務として明確に定められ、令和元年6月14日から施行されているところである。

本市公共工事の施工時期の平準化率（＝4～6月期の平均稼働件数/年度の平均稼働件数）は、平成30年度に執行した工事については0.53、令和元年度に執行した工事については0.44（いずれも公表値）となっており、県下他自治体に比して著しく低いわけではないものの、工期延長や入札不調に伴う繰越明許によるところが大きいものと解するところである。

一般的に公共工事の施工時期の平準化が困難な理由としては、人員体制の問題や交付金事業・補助事業が多いことなどが言われているが、一方で、人口10万人未満の地方公共団体でも、平準化率が高い団体が存在することを鑑みると、必ずしも体制がボトルネックではないのではないとも言われている。

地方公共団体における平準化の取組事例集として、平準化の先進事例「さしすせそ」が国において作成されており、そこで示された（さ）債務負担行為の活用、（し）柔軟な工期の設定、（す）速やかな繰越手続、（せ）積算の前倒し、（そ）早期執行のための目標設定などを、本市においても活用し、公共工事の施工時期の更なる平準化に向けて取り組まれるよう、監査委員の意見として申し添えるものである。

（ 以 上 ）